

令和8年度SAITAMAデザインイノベーション事業  
プロダクトデザイナーを活用した企業の事業多角化伴走支援 業務委託仕様書案

この仕様書は、企画提案書作成用である。  
企画提案競技後、埼玉県（以下「県」という。）は業務委託先候補者と仕様について協議を行い、協議が整った場合は仕様書を修正の上、業務委託契約を締結する。

1 委託業務名

プロダクトデザイナーを活用した企業の事業多角化伴走支援 業務委託

2 委託期間

契約日から令和9年3月15日（月）まで

3 目的

本業務は、自社の持つ技術等を活かした新製品開発、事業の多角化や業態転換を考えている県内中小製造事業者が、デザイナーとの協業によるBtoC商品開発を通じて、新たな価値創出へ挑戦することを支援するものである。

また支援対象となった企業の取組はモデルケースとして、県内企業に向けて広くPRし、取組の拡大を図るとともに、展示会等での展示により開発商品の販路開拓につなげる。

このため、本業務では新たな価値の創出に意欲がある企業を募り、企業の持つ技術の棚卸しや商品の企画、開発、販売までを支援する。

4 業務の概要

以下の各項目について、実施すること。

また、県と協議の上、必要に応じて令和8年度SAITAMAデザインイノベーション事業の他の業務との連携を図ること。

(1) 本事業の周知

県内の事業者に対する開発支援件数が8件以上となるよう以下の項目を実施し参加企業を募ること。

ア セミナーの開催

以下の各項目について県と協議の上、開催すること。

a セミナーの開催内容

なお、セミナーには以下の内容を盛り込むこと

- ・ BtoC商品を開発して販売するまでに参加企業が取り組むべきこと
- ・ 過去の本事業の事例の紹介

b 実施方法

対面面を原則とし、オンラインでのライブ配信によるハイブリッド開催とすること。

またセミナーの内容については、後日アーカイブにて配信するなど、本事業を広く周知するための施策を適宜検討すること。

c 開催回数

セミナー 1 回以上とする。

d 開催規模（30 人程度）

e 募集期間（1 ヶ月以上）

f 周知先及びその見込数（県内金融機関、商工団体等）

県や関係機関等が開催するセミナー内での事業周知に協力すること。

イ 自社独自のネットワークや広告媒体（ホームページ、SNS 等）を活用した周知

## （2）開発支援企業の選定に関する提案等

事業多角化や業態転換のモデルケースとなる開発支援企業を選定するため、応募企業とデザイナーのマッチングのために必要な情報の収集、整理、提案等を行うこと。

## （3）BtoC 商品の開発支援（8 件以上）

BtoC 商品を開発するため、以下の項目ア～キについて実施すること。

ア プロダクトデザイナーとのマッチング（一人のプロダクトデザイナーが担当する開発支援件数は、原則として最大 2 件とする。）

イ 企業技術の洗い出し

ウ 商品のプロダクトデザイン企画

エ 試作品の製作支援

オ 試作品中間報告会の開催（12 月中下旬）

カ 試作品最終報告会の開催（3 月上旬）

キ 開発商品を掲載する EC サイト用ページの作成支援

## （4）開発商品の販路開拓支援

ア 伴走支援で開発した商品の魅力を広く発信し、販路開拓を後押しすることを目的に、BtoC 関連の展示会（インターナショナル・ギフト・ショーなど）において開発商品の展示紹介を行う。展示会での来場者やバイヤーとの接点を創出することで、企業の新規市場へのアプローチを支援するとともに、商品に対する評価やニーズを把握し、今後の事業展開に活かす機会を提供する。（出展する展示会及び出展方法については県と委託業者で協議の上決定する。）

展示会出展にあたっては、県が指定する本事業以外で実施したデザイン支援の成果について、あわせて展示を行い、事業の相乗効果を図る。

イ 実際の消費者から得られる反応や評価を収集するため、商業施設等において展示紹介する機会を設ける。商品のターゲット層との相性を見極めや、消費者ニーズとの適合度の確認を行い、商品の改善につなげる。（実施場所や時期については委託業者からの提案に基づき、県と委託業者で協議の上決定する。）

## （5）その他支援事項

ア 開発支援企業と伴走支援するプロダクトデザイナーのマッチングに際しては、SAITAMA デザイナーズバンクの登録デザイナーの活用も検討する

こと。

イ 本事業の効果を高めるために、県が主催して実施するデザイン関連事業に対して、可能な限り協力すること。

ウ 委託期間終了後、EC サイトでの販売等のフォローアップについて可能な限り実施すること。

## 5 成果品

成果品	提出期限
業務委託報告書 * 開発商品に関して各支援企業の EC サイト掲載用のウェブページ（大枠）を添付	令和9年3月15日（月）

## 6 留意事項

- (1) 本業務の進捗状況等の確認を行うための会議として、月1回程度（概ね5月～2月）の定例会議を開催することとする。また、業務の進捗状況については、適宜県に報告すること。
- (2) 本委託業務の遂行により知り得た個人及び法人等の情報を他に漏らしてはならない。契約期間終了後も同様とする。
- (3) 本委託業務の遂行により知り得た情報等は、本業務の目的以外に使用してはならない。
- (4) 本委託業務の遂行により知り得た情報等を複写又は複製してはならない。
- (5) 本委託業務の処理に関して事故が発生したときは、速やかに、その状況を県に報告しなければならない。
- (6) 本委託業務のすべてを第三者に委託してはならない。
- (7) 業務実施上疑義が生じた場合及び本仕様書に明記されていない事項については、別途協議の上定めることとする。